

てんかんのある人ならびに家族の皆さんへ

以下は、運転免許に関係して知っておくべき事柄です。ぜひご確認のうえ、基準の遵守にご協力をお願いいたします。

○てんかんのある人の運転免許取得には、一定の条件が決められています。

※添付の「『道路交通法施行令』の運用基準（抜粋）」をご覧ください。

○てんかんのある人は、大型免許と第2種免許の取得はできません。

※運転を職業とする仕事も、お勧めできません。

○病状が安定し運転免許の取得(更新)を考えるとときは主治医に相談しましょう。

○運転免許の取得(更新)の際には、病状を正しく申告しましょう。

○体調不良や抗てんかん薬を飲み忘れた時などには、運転を控えましょう。

○運転に支障が生じる状態になった時には、運転適性相談窓口(運転免許センターなど)に相談をしましょう。

また、全国の運転適性相談窓口では、ご家族からのご相談にも対応をしています。

これまで病状などを申告してこなかった人が相談窓口でそれまでのことをとがめられることはありません。また、病状などについて相談をすることですぐに運転免許を剥奪されることもありません。不安なことがありましたら、気軽に運転適性相談窓口をご活用ください。

万一、運転適性相談窓口や運転免許手続きに際して、プライバシー保護に配慮が無かったり偏見を助長すると思われる行為がありました際には、協会へご一報ください。

「道路交通法施行令」の具体的な運用基準である

「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準（別添）」から「てんかん」関連を 抜粋

2 てんかん（令第33条の2の3第2項第1号関係）

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合

(2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこととする。

(5) なお、日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、中型免許（中型免許（8t限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有

しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂(しょうよう)することとする。